

第95号議案

意見の陳述について

次の公有水面埋立ての免許出願について、異議のない旨を陳述するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

三河港大塚地区内公有水面埋立て

1 免許出願者

愛知県

2 埋立区域の位置

(1) A区域 蒲郡市海陽町三丁目33番の地先公有水面

(2) B区域 蒲郡市大塚町鎌倉82番に面する堤防敷の地先公有水面

3 埋立区域の面積

3,539.17平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

提案理由

公有水面埋立てについて意見を述べるため提案する。